インフルエンザの出席停止期間について

【出席停止期間の算定の考え方】

「 した後 日を経過するまで」とした場合

「」という現象が見られた日の翌日を第1日として、 日間を経過した後に出席可能となる。

<i>l∓</i> ıl	「舩劫」た必つ	日を経過するまで」	の担合
144	・勝数した後~	. 口を終迥りるまじょ	い场合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	
解熱	1日目	2 日目	出席可能	

ただし、学校保健安全法施行規則に定める第二種感染症(インフルエンザ、麻しんなど)の出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合についてはこの限りではない。

【インフルエンザによる出席停止の期間の例】

出席停止の	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児に
	あっては、3日)を経過するまで

・発症後2日目に解熱した場合(児童・生徒)

水曜日	木曜日	木曜日 金曜日 土曜日 日曜日		月曜日	火曜日	
発 症	発症 1日目		3日目	4日目	5日目	<u>出席</u>
		解熱	1日目	2日目		<u>可 能</u>

幼児も出席可能

・発症後4日目に解熱した場合(児童・生徒)

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		<u>出席</u>
				解熱	1日目	2日目	<u>可 能</u>

幼児はさらに 1円後

ただし、病状により**学校医やその他の医師が感染のおそれがないと認めた場合には**、 出席可能